

RPA ソフトウェアライセンス利用規約

この RPA ソフトウェアライセンス利用規約（以下「本規約」という）は、株式会社 ASAHI Accounting Robot 研究所（以下「当社」という）が提供するソフトウェア（以下、「本ソフトウェア」という）の利用に関する条件を定めるものです。利用ユーザーは、本規約に同意したうえで、本ソフトウェアを利用するものとします。

第 1 条（定義）

本規約において使用される用語の定義は、次のとおりとする。

- （１）「本ソフトウェア」とは、当社が提供する Microsoft Corporation の WinAutomation をいいます。
- （２）「利用ユーザー」とは、第 3 条 1 項に基づいて本ソフトウェアを利用する個人または法人をいいます。
- （３）「ライセンス」とは、当社が利用ユーザーに発行する本件ソフトウェアのライセンスをいいます。

第 2 条（適用範囲）

本規約は、当社が提供する本ソフトウェアの利用に関し当社と利用ユーザーとの間の権利義務関係を定めることを目的とし、利用ユーザーと当社との本ソフトウェアの利用に関わる一切の關係に適用されます。

第 3 条（本ソフトウェアの利用開始・変更）

- 1 本ソフトウェアの利用を希望する者は、本規約を遵守することに同意し、当社の指定する方法で本ソフトウェアのライセンスの申し込みを行うものとします。
- 2 利用ユーザーが使用ライセンスの追加、解約を行う場合は当社の指定する方法で申し込みを行うものとします。
- 3 ライセンスの申し込み、追加は、利用ユーザーからの申し込みがあった日の属する月の翌月 1 日を利用開始日とする。

第 4 条（使用権の許諾）

当社は利用ユーザーに対して、本ソフトウェアに関して譲渡不能で非独占的な使用権を許諾します。

第 5 条（使用機器・引き渡し）

利用ユーザーは、本ソフトウェアを利用するにあたり、ソフトウェアを作動させる設備を自らの費用で設置・保守するものとします。当社は、利用ユーザーが指定する方法にて、本ソフトウェアを利用ユーザーに引き渡し、利用ユーザーは稼働状況、その他必要事項を確認の上、使用を開始するものとします。

第 6 条（複製・改変及び使用条件）

利用ユーザーが本ソフトウェアを複製、または当社の事前の承諾なく本ソフトウェアを修正・改変することを禁止します。また、本ソフトウェアを第三者に使用させてはなりません。但し、利用ユーザーの業務に従事する者または代理人に使用させる場合はこの限りではありません。

第7条（禁止事項）

利用ユーザーは、本ソフトウェアを逆コンパイル、逆アセンブル、リバースエンジニアリングしてはいけません。

第8条（免責）

- 1 当社は、本ソフトウェアの使用により生じた利用ユーザーの損害（付随的損害、逸失利益等の間接損害を含む。）について、一切の責任を負いません。第三者が提供するソフトウェア・サービスの不具合、設備の不具合等により本ソフトウェアを利用できなくなった場合も、当社は一切の責任を負いません。
- 2 当社は、本ソフトウェアを現状有姿の状態で利用ユーザーに提供するものとし、本規約に定めるものを除き、本ソフトウェアに関するあらゆる明示・黙示での保証を否認します。ただし、当社が故意または重過失が損する場合は適用しません。

第9条（料金）

ライセンスの月額料金は下記のとおりとします。

料金内容	月額料金（消費税別途）
1 ライセンス (Power Automate per user with attended RPA plan)	4,200 円

第10条（支払）

- 1 利用ユーザーは、ライセンスの月額料金を、申し込みライセンス数に応じ当社が発行する請求書に従い、毎月末日締めで当月分を支払うものとしします。
- 2 利用ユーザーは当社が指定する口座振替サービスを利用して支払うことを承諾します。
- 3 当社は、利用ユーザーの利用料のお支払が支払期日から2ヶ月以上遅延した場合には、予告なくソフトウェアの使用を止めることがあります。

第11条（遅延損害金）

利用ユーザーが本規約に基づく金銭の支払を怠ったときは、支払期日の翌日からその完済に至るまで、支払うべき金額に14.6%（1年に満たない端数期間については、1年を365日として日割り計算による）を乗じた遅延損害金をお支払いいただきます。

第12条（解除）

当社及び利用ユーザーは、利用ユーザーまたは当社が以下の各号のいずれかに該当する場合には、直ちに本ソフトウェアの提供を解除できるものとしします。

- （1）差押え、仮差押え、仮処分、強制執行又は競売の申立てがなされたとき
- （2）公租公課の滞納処分を受けたとき

- (3) 支払停止もしくは支払不能の状態に陥ったとき、又は破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、もしくは特別清算開始の申立てがなされ、もしくは自らかかる申立てを行ったとき
- (4) 自己振出もしくは自己引受の手形、又は自己振出の小切手が不渡りとなったとき
- (5) 資産、信用、又は支払能力等に重大な変更を生じたとき
- (6) 合併によらず解散したとき
- (7) 連絡が取れないとき、所在が不明になったとき
- (8) 財産状態が著しく悪化し、またはそのおそれがあると合理的に認められる相当の事由があるとき
- (9) 利用ユーザーが本契約に定める料金の支払いを怠ったとき
- (10) 利用ユーザーが本ソフトウェアについて必要な維持・管理をおこなわなかったとき、あるいは法令その他の定める使用方法に違反したとき
- (11) 本ソフトウェアが盗難にあった場合、もしくは本ソフトウェアが滅失し、または毀損し使用不能となったとき
- (12) 本規約のいずれかの条項に違反したとき
- (13) 本ソフトウェアの利用を解除すべきと合理的に判断される事象が判明又は発生したとき

第13条（反社会勢力の排除）

- 1 利用ユーザーは、下記の各号いずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
 - (1) 暴力団、暴力団構成員、暴力団関係企業もしくは関係者、総会屋、その他の反社会的勢力であること、またはこれらの反社会的勢力でなくなってから5年が経過していないこと（以下「反社会的勢力等」という）
 - (2) 役員または実質的に経営を支配する者が反社会的勢力等であること
 - (3) 反社会的勢力等を利用または関係していること
- 2 利用ユーザーは当社に対し、法的な責任を超えた要求及び暴力的な要求その他の不当な要求行為を行わず、またはこれに類する行為を行わないことを誓約します。
- 3 当社は、利用ユーザーが前2項のいずれかに違反していると合理的に判断した場合は、利用ユーザーに対して何らの通知、催告をすることなく、本ソフトウェアの利用を解除することができます。
- 4 当社が利用ユーザーに対し前項に基づく解除をした場合、利用ユーザーは当社に対し、解除を理由とする一切の損害賠償請求をすることができないものとします。
- 5 当社が利用ユーザーに対し、第3項に基づく解除をした場合、当社はすでに受領した報酬等は返還しないものとします。また当社が契約解除前に提供した本ソフトウェアについて、契約解除時に利用ユーザーから報酬等を受領していない場合は、解除後も当社は利用ユーザーに対し報酬等を請求できるものとします。

第14条（機密保持）

当社及び利用ユーザーは、事前に相手方の書面による承諾を得ることなく本ソフトウェアの提供に関連して知り得た業務上の秘密を、第三者に開示しないものとします。但し、既に公知の情報等に

ついてはこの限りではありません。本条項は、本ソフトウェア提供の終了以降においても継続して適用されるものとします。

第15条（権利義務の譲渡の禁止）

当社及び利用ユーザーは、相手方の書面による事前の承諾を得ない限り、本規約に基づく権利及び義務を第三者に譲渡し、承継し、又は担保に供することを禁止します。

第16条（利用期間）

本ソフトウェアの最低利用期間は1ヶ月間とします。利用ユーザーは、本ソフトウェアの追加申し込み、解約の場合1ヶ月前までに当社の指定する方法で変更申し込みするものとします。

第17条（ライセンスの提供の終了）

- 1 Microsoft Corporation の本ソフトウェアの提供方法の変更等により、本規約に基づくライセンスの提供を終了する場合があります。
- 2 1項により、ライセンスの提供を終了する場合には、利用ユーザーに対し当社は1ヶ月前までに通知するものとします。
- 3 ライセンスの提供を終了したことによる利用ユーザーに生じた損害については、当社は一切の責任を負いません。

第18条（利用終了後の措置）

本ソフトウェアの提供が終了した後は、その終了原因に関わらず、本ソフトウェア（複製物を含む）を当社の指示に基づきただちに返還又は廃棄し、使用コンピュータより本ソフトウェアをアンインストールしていただきます。

第19条（本規約の改定・変更）

当社は、当社が必要と判断する場合、あらかじめ利用ユーザーに通知することなく、いつでも本規約を変更できるものとします。変更後の本規約は、公表または通知することにより時点からその効力を生じるものとし、利用ユーザーは本規約の変更後も本ソフトウェアを使い続ける事により、変更後の本規約に対する有効かつ取消不能な同意をしたものとみなされます。

第20条（管轄裁判所）

本規約に起因し関連する一切の紛争については、当社本店所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第21条（本規約に定めない事項）

本規約に定めない事項及び本規約の各条項に疑義が生じたときは、当社と利用ユーザーで信義誠実の原則に従い協議するものとします。

v1.0 版 2020/6/1 新設
v1.1 版 2020/7/1 改訂
v1.1.1 版 2020/9/1 改訂

株式会社 ASAHI Accounting Robot 研究所